

## ○退職教職員感謝状授与実施要綱

平成19年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市立学校を退職した教職員に対する感謝状の授与に関し、必要な事項を定めるものである。

(感謝状被授与対象者の範囲)

第2条 感謝状被授与の対象者は、新潟市立学校及び幼稚園に勤務する教育職員、学校事務職員及び学校栄養職員とする。

(感謝状被授与者の推薦及び決定)

第3条 新潟市立小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長並びに新潟市立幼稚園の園長（以下「校長」という。）は、第4条の推薦基準に該当する者を被授与者として、別記様式による退職者感謝状授与教職員推薦書により、推薦するものとする。

2 前項に定める推薦書の提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 年度末退職者に対する感謝状 毎年度3月5日
- (2) 年度途中の退職者に対する感謝状 随時（その都度）

(感謝状の授与の推薦基準)

第4条 退職（死亡による退職を含み、第5条第1号から4号の規定による退職を除く。）日現在、在職期間が10年以上となる者で、在職期間中職務に精励した教職員とする。

(在職期間の計算方法)

第5条 前条に規定する在職期間は、教職員として引き続き在職した期間に次に掲げる期間を加えたものとする。

- (1) 新潟県教育委員会が任命した県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び2条に規定する教職員）として在職した期間
- (2) 新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「県立学校」という。）の教育職員として在職した期間
- (3) 教育事務職員（県立学校又は新潟県内の市町村立学校の教育職員から教育委員会事務局（新潟県教育委員会及び新潟県内の市町村教育委員会の事務局及び機関をいう。）の職員に採用又は異動された者をいう。）として在職した期間
- (4) 新潟県又は本市を退職し、引き続き国、他の地方公共団体その他公共団体又は国立学校（以下「他団体」という。）の職員に採用された者が、当該他団体を退職した後、引き続き再度新潟県又は本市に採用された場合における当該他団体の職員となる前の新潟県又は本市の職員として在職した期間
- (5) 他団体での勤務が新潟県又は本市の教育上の必要から行われた場合における当該他団体の職員としての期間
- (6) 退職手当算定の基礎となる期間として認められる新潟県及び本市の臨時教職員としての期間

2 前項各号の期間は月数により計算し、1月に満たない端数がある場合はこれを1月とする。

(感謝状の授与)

第6条 年度末に退職する教職員の感謝状は、3月31日をもって授与するものとする。ただし、特別の

事情があるときは、必要の都度授与することができるものとする。

2 年度途中で退職する教職員に対する感謝状は、必要の都度授与するものとする。

(感謝状の伝達方法)

第7条 年度末に退職する教職員の感謝状は、教育長から伝達する。

2 年度途中で退職する教職員に対する感謝状は、校長から伝達する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、表彰の実施について必要な事項は、教育長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。